

省エネ適合性判定料金

《住宅》

(単位：円：税込金額)

建て方	審査条件		料金
一戸建ての住宅	単独審査		38,500
	併願審査		13,200
共同住宅等	単独審査	住戸部分の申請に係る戸数 (基本料金+戸当たり料金×評価住戸数)	2～15戸 110,000 + 2,200 × N (評価住戸数)
			16戸以上 143,000 + 2,200 × N (評価住戸数)
	共用部分	2～15戸	88,000
		16戸以上	110,000
	併願審査		55,000

《非住宅》

(単位：円：税込金額)

評価手法	適用範囲等	料金
通常の計算法 (標準入力法)	200 m ² 以下の建築物	132,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以下の建築物	165,000
	500 m ² を超え、2,000 m ² 以下の建築物	264,000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	352,000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	484,000
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以下の建築物	572,000
	20,000m ² を超える建築物	990,000
モデル建物法 (通常版及び小規模版)	200 m ² 以下の建築物	66,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以下の建築物	88,000
	500 m ² を超え、2,000 m ² 以下の建築物	165,000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	220,000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	308,000
	10,000m ² を超える建築物	418,000

・ 建築物の用途が工場、倉庫等である場合は、モデル建物法の料金の2分の1の額とする。
 ・ 使用するモデル数が2以上の場合は、追加するモデル毎に66,000円(税込)を加算した額とする。

【共通事項】

- ※1 併願申請は、BELS、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。(共用部分未計算の場合、共用部分の料金を加算する)
- ※2 住宅と非住宅の複合建築物の手数料は、住宅部分と非住宅部分でそれぞれ算定した額の合算額とする。
- ※3 建築物に計算対象となる室又は設備がない場合は、38,500円(税込)とする。
- ※4 通知書等再交付料金は、1通につき11,000円(税込)とする。
- ※5 当機関が適合性判定を行った建築物の計画変更により再申請する場合には、表中料金の2分の1の額とする。
- ※6 当機関が適合性判定を行った建築物の軽微変更該当証明(ルートC)の申請料金は、当初の料金の2分の1の額とする。